

会社法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定の一部削除

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定中不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削ること。
(第三百四条ただし書及び第三百五条第六項関係)

二 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。